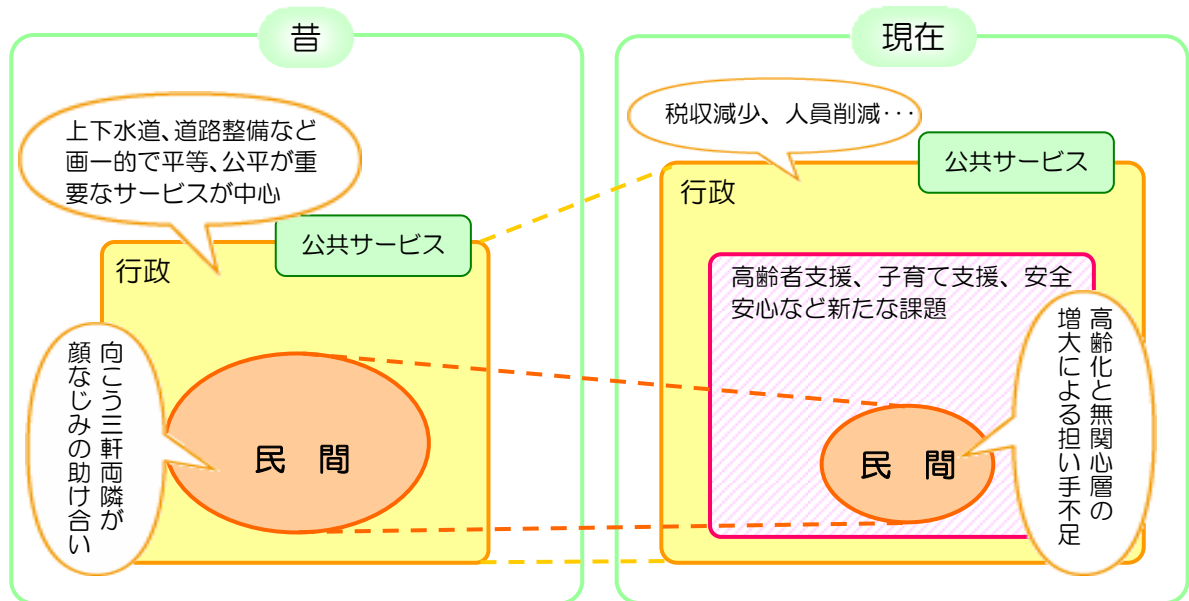


## この条例ができた理由は？

これまでの公共サービスは、道路、上下水道などの基盤を整えていく快適な生活環境づくりが中心でした。しかし近年では、ライフスタイルの変化などにより住民ニーズは、より多様化、高度化、個別化し、市だけではそれら一つひとつのニーズに対応し、解決することが困難になってきました。

また、地域社会に対する無関心層も増え、住民同士の関係が薄れる中、住民の皆様と市が協力し合っ、様々な課題や問題を解決していくことが重要となってきました。

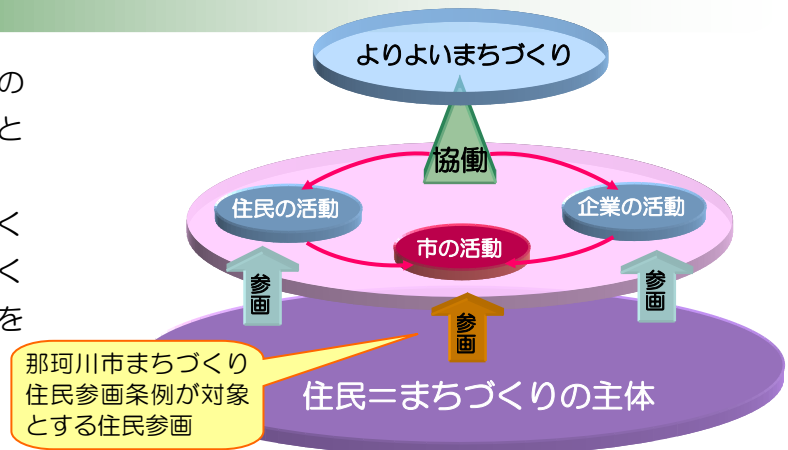
そこで、地域の実情やニーズにあったまちづくりを進めていくために、住民の皆様の声を的確に把握し、市の活動に反映させるためのルールとして、「那珂川市まちづくり住民参画条例」を制定しました。



## 住民参画とは？

住民参画とは、住民のみなさんが市の活動に対して計画の段階から加わることを指します。

住民のみなさんが参画する対象はたくさんありますが、この那珂川市まちづくり住民参画条例は、市の活動への参画を対象にしています。



## 那珂川市まちづくり住民参画条例とは？

那珂川市まちづくり住民参画条例とは、住民のみなさん一人ひとりが、自らの手で公共を担うという強い意志のもとに、住民のみなさんと市が助け合い協力し合っ、協働によるまちづくりを推進していくための基本的なルールを定めたものです。

この住民参画を進めることで、那珂川市総合計画に掲げる目標「支え合い、安心に暮らせるまちづくり」「誰もが学び、育むまちづくり」「自然と調和した快適に暮らせるまちづくり」「自然の豊かさを感じるまちづくり」「地域の資源を活かした活力あふれるまちづくり」を築いていくことを究極の目的としています。

## みんなの役割（住民と市の役割）

### ◆住民の役割

住民のみなさんは、まちづくりの主体であるという意識を常におかなければなりません。那珂川市全体の課題を自分の課題としてとらえ、解決に向けて考え、行動をする姿勢が大切です。

そのためにも、市内にはどのような課題があるのか？どのような人がいるのか？また、市はどんな活動をしているのか？ということに関心を持つことを日頃から心がけましょう。

### ◆市の役割

市は、那珂川市の発展のために積極的に地域活動やボランティアなどに参加しなければなりません。また、住民参画を広く求め、進めていくために、住民のみなさんに対して公平かつ的確に情報を発信し、住民のみなさんの意見をきちんと受け止め、誠意を持って説明をすることを日頃から心がけます。

## 住民参画の実施等（みんなの参加）

### ◆住民参画の対象

大切な市の計画や条例、施設を建設するとき、変更や廃止するときには住民のみなさんの意見をお聴きします。

- 「総合計画」や「環境基本計画」、「都市計画マスタープラン」など、様々な行政の分野において、**政策の基本方針や計画**
- 「市民憲章」や「男女共同参画都市宣言」など、市の基本的な方向性を定める**憲章や宣言**など
- 「情報公開条例」や「住民参画条例」など、市の活動に関する**基本方針を定める条例**
- 「空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」や「自転車等の放置防止に関する条例」など、住民に義務を課し、**住民の権利を制限する条例**
- 図書館のような不特定多数の住民のみなさんが等しく利用できる**大規模な市の施設の設置**に係る計画
- 「ごみの分別収集制度」や「小中学校通学区域制度」など、住民の**生活に重大な影響をおよぼす制度**



ただし、以下に示すものは住民参画の対象としません。

- ・明らかに住民参画を必要としない簡単なもの（語句の訂正など）
- ・緊急に行わなくてはならないもの（災害が起きたときなど）
- ・国や県の法令の規定により実施の基準が定められているもの（都市計画法など）
- ・市の内部における事務処理（市職員の人事異動や会計など）
- ・税率の決定やその他金銭の徴収に関するもの

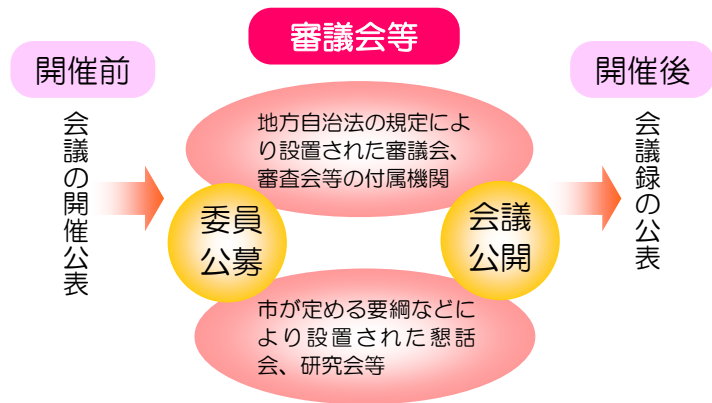
## ◆住民参画の方法

次の中から1つ以上の方法で住民参画を実施します。

### 審議会等

市が、学識経験者や専門家、公募住民などからなる機関に意見を聴く方法です。

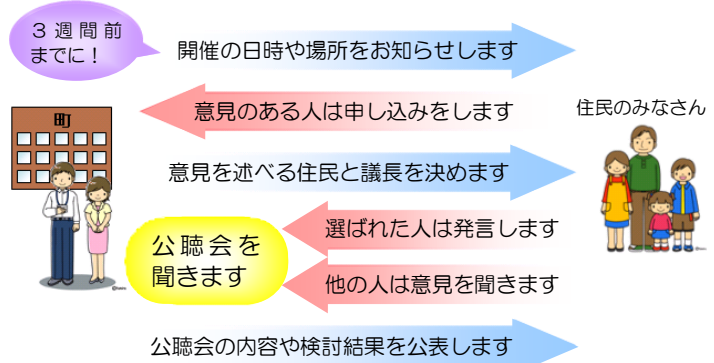
審議会は、法的な位置づけが必要で、市長が諮問し、その審議結果を答申します。



### 公聴会

計画や事業の内容によって影響を受ける人たちの意見を前もって聴く方法です。

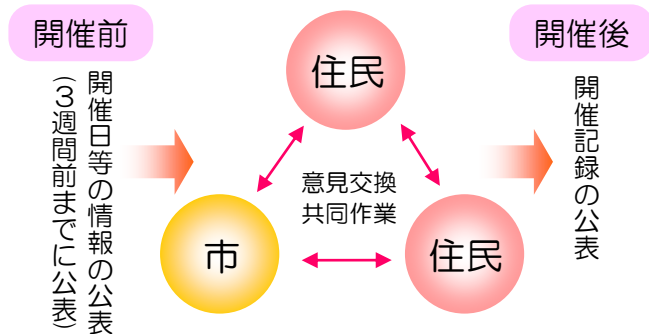
意見がある場合はあらかじめその内容を書面で提出します。議長と公述人（意見を述べる人）を決めて行います。



### 住民説明会

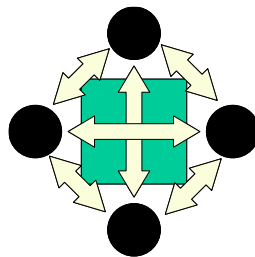
市が住民のみなさんに計画や事業などを説明し、意見を聴いたり一緒に検討したりする方法です。

タウンミーティングやフォーラム、シンポジウムなど様々な形式があります。



### ワークショップ

計画の立案や事業の実施などを行う際に、関係する参加者が対等な関係で、自由に意見を出し合い、一定の総意をつくっていく参加型の会議の方法です。



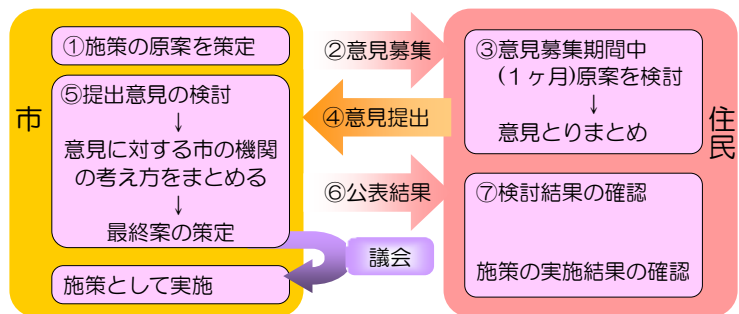
班単位で、みんなが意見を伝え合います。



## パブリック・コメント

市が計画案を提示し、その内容について住民のみなさんから意見を求める方法です。

提出された意見を検討し、最終案をまとめていきます。



## アンケート

性別や年代、地域など一定の数の住民の皆さんに同じ質問をして、多くの人の考え方を聴く方法です。

回答を選択するため、意見の傾向が数値として明らかになります。

あなたご自身のことについてお伺いします。

問1. それぞれの項目ごとに、該当する番号1つに○をつけてください。

(1) あなたの性別は 1. 男 2. 女

(2) このまちに住んで何年になりますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1. 1年未満 2. 1～2年 3. 3～5年 4. 6～10年  
5. 生まれてからずっと

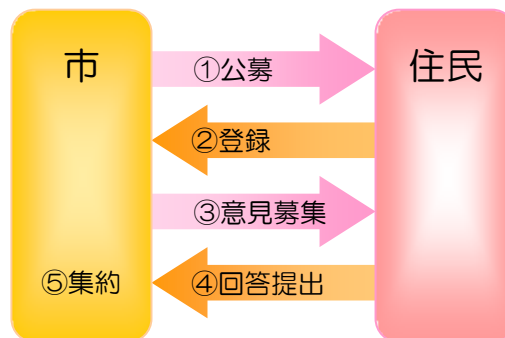
生活環境についてお伺いします。

問2. あなたは、全体的にみて、住みよいと思いますか。それとも住みにくいと思いますか。該当する番号1つに○をつけてください。

1. 住みよい 2. どちらかといえば住みよい  
3. どちらともいえない(普通) 4. どちらかといえば住みにくい  
5. 住みにくい

## モニター

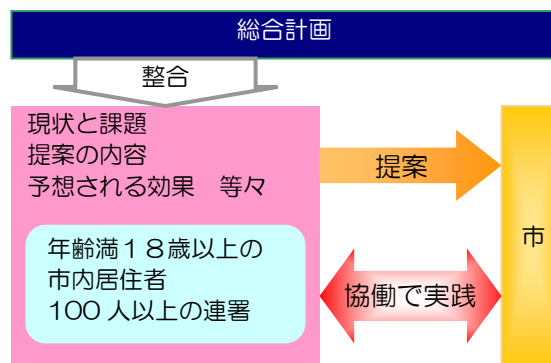
公募した住民のみなさんをあらかじめモニターとして登録し、市が行う計画や事業について、アンケートやレポート、関係する会議に出席などによって意見を聴く方法です。



## 住民政策提案

市の将来像を実現するために、具体的な施策などを住民のみなさん自らが提案する方法です。

提案に対して、市は取り入れるかどうかを審議し、結果を公表する方法です。





## ◆公表の方法

次の中から2つ以上の方法で公表します。その他に報道機関への情報提供やチラシなど住民のみなさんに広く周知できる方法で公表します。

### 広報なかがわ

毎月1回発行の市広報紙への掲載

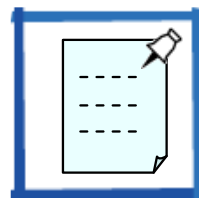
広報なかがわ



※広報紙は下記ホームページでも見ることができます。

### 掲示場に掲示

那珂川市公告式条例に定める市役所庁舎前  
にある掲示場への掲示



### 那珂川市ホームページ



### 市役所窓口や情報コーナー

行政情報コーナー及び出先機関で掲示又  
は配布

※市役所 1階行政情報コーナー、市図書館、博多南駅前ビルインフォメーション等



## 住民参画の推進（みんなで育てる条例）

### ◆住民参画推進委員会

住民参画の適切な運用や住民参画を推進する上で必要なことを審議するため、「那珂川市まちづくり住民参画推進委員会」を設置します。

「那珂川市まちづくり住民参画推進委員会」は、次のことについて調査や審議し、市長に意見を述べるすることができます。

- ①緊急を要するために住民参画を実施しなかったこと
- ②住民参画の実施状況の評価
- ③この条例の運用状況
- ④住民参画の方法の研究や改善に関すること
- ⑤この条例の見直し
- ⑥その他、住民参画に関する基本的なこと

住民参画推進委員会は、公募による住民や学識経験者など10人以内の委員で組織します。



編集・発行 那珂川市 総務部 総務課

〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

TEL.092-953-2211 FAX.092-953-0688

平成23年2月 発行

令和6年2月 改訂